第２号様式（その６）（第７条関係）

整備基準適合表（公園等（県営の都市公園に限る。））

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 特定公園施設の種類 | 整　備　基　準 | 記載図面の名称及び番号 | 整備内容 | 適合状況 | ※判定欄 |
| １　園路及び広場園路及び広場のうち1以上は、次に定める構造 | イ　出入口 |  |  |  |  |
|  | (ｲ)　有効幅員は120cm以上 | (有効幅員)㎝ | 適否 |  |
| (ﾛ)　車止めの相互間の間隔のうち1以上は、120cm以上 | (有効幅員)㎝ | 適否 |  |
| (ﾊ)　出入口からの水平距離が150cm以上の水平面を確保（やむを得ない場合を除く。） | (水平距離)㎝ | 適否 |  |
| (ﾆ)　車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない。 | (段の有無)有 ・ 無 | 適否 |  |
| (ﾎ)　必要に応じて視覚障がい者誘導用ブロック等を設置 | (講じた措置) | 適否 |  |
| ロ　通路 |  |  |  |  |
|  | 1. 有効幅員180cm以上（やむを得ない場合は、通路の末端付近及び50mごとに車いすが転回することができる場所を設けた上で、120cm以上とすることができる。)
 | (有効幅員)㎝ | 適否 |  |
| 1. (ﾊ)の場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない。
 | (段の有無)有 ・ 無 | 適否 |  |
| (ﾊ)　やむを得ず段を設ける場合は傾斜路を併設 | (講じた措置) | 適否 |  |
| (ﾆ)　縦断勾配4％以下（やむを得ない場合は8％以下） | (縦断勾配）％ | 適否 |  |
| (ﾎ)　横断勾配は1％以下（やむを得ない場合は2％以下） | (横断勾配）％ | 適否 |  |
| (ﾍ)　表面は滑りにくい仕上げ | (仕上げ材） | 適否 |  |
| (ﾄ)　歩車道がある場合は、別表第２第３の１に定める構造 |  |  |  |
| 第３の１ | 第３の１のイ　有効幅員は200cm以上(トンネル、橋りょう部を除く。) | (有効幅員）㎝ | 適否 |  |
| 第３の１のロ　歩道の車道等に対する高さは5cmを標準 | (歩道の高さ）　　　　 　㎝ | 適否 |  |
| 第３の１のハ　歩道と車道等の境界に縁石等を設置 | (講じた措置） | 適否 |  |
| 第３の１のニ　横断勾配は2％以下 | (横断勾配）％ | 適否 |  |
| 第３の１のホ　縦断勾配は5％以下（やむを得ない場合は8％以下） | (縦断勾配）％ | 適否 |  |
| 第３の１のヘ　交差点又は横断歩道で車道等に接続する部分の歩道の縁端の段差2cm以下 | (段差処理） | 適否 |  |
| 第３の１のト　ヘの段差に接続する歩道の部分は、車いす使用者が静止し、円滑に転回できる構造（やむを得ない場合を除く。） | (講じた措置） | 適否 |  |
| 第３の１のチ　表面の仕上げは、滑りにくい材料 | (仕上げ材） | 適否 |  |
| 第３の１のリ　すりつけ勾配は5％以下（やむを得ない場合は8％以下） | (すりつけ勾配)　　　 ％ | 適否 |  |
| 第３の１のヌ　歩道内に設ける排水溝等に、つえ等が落ち込まない形状の溝蓋の設置 | (講じた措置） | 適否 |  |
| (ﾁ)　必要に応じて視覚障がい者誘導用ブロック等を設置 | (講じた措置） | 適否 |  |
| ハ　階段 |  |  |  |  |
|  | (ｲ)　有効幅員は120cm以上  | (有効幅員)　　　　　 ㎝ | 適否 |  |
| (ﾛ)　両側に高さ80cm程度の手すりの設置（やむを得ない場合は除く。） | (両側手すり)有 ・ 無 | 適否 |  |
| 1. 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を設置
 | （点字）有 ・ 無 | 適否 |  |
| (ﾆ)　回り段を設けない（やむを得ない場合を除く。）。 | （講じた措置） | 適否 |  |
| (ﾎ)　別表第２第１の３のハからホまでに定める構造 |  |  |  |
| 第１の３のハ～ホ | 第１の３のハ　表面の仕上げは、滑りにくい材料 | （仕上げ材） | 適否 |  |
| 第１の３のニ　側面が壁でない場合は、立ち上げ等の設置 | （講じた措置） | 適否 |  |
| 第１の３のホ　段が識別しやすく、段鼻の突き出し等つまずきの原因となるものがない。 | （講じた措置） | 適否 |  |
| ニ　傾斜路階段を設ける場合は傾斜路を併設（傾斜路の設置が困難な場合はエレベーター、エスカレーター等に代えることができる。） |  | （講じた措置） | 適否 |  |
| ホ　傾斜路は次に定める構造（階段又は段に代わり、又は併設するものに限る。踊り場を含む。） |  |  |  |
|  | (ｲ)　有効幅員は120cm（段を併設する場合は、90cm）以上 |  | (有効幅員)㎝ | 適否 |  |
| (ﾛ)　縦断勾配は8％以下 | （縦断勾配）％ | 適否 |  |
| (ﾊ)　横断勾配は設けない | (横断勾配)有 ・ 無 | 適否 |  |
| (ﾆ)　高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設置 | （高さ） ㎝(踏幅） ㎝ | 適否 |  |
| (ﾎ)　両側に立ち上げ等の設置 | （講じた措置） | 適否 |  |
| (ﾍ)　両側に高さ80cm程度の手すりを設置（やむを得ない場合は片側で可） | (両側手すり)有 ・ 無 | 適否 |  |
| (ﾄ)　表面の仕上げは滑りにくい材料 | （仕上げ材） | 適否 |  |
| ヘ　転落のおそれのある場所には、柵、視覚障がい者誘導用ブロック等転落防止設備を設置 |  | （講じた措置） | 適否 |  |
| ト　２から７の特定公園施設のうち、それぞれ1以上及び主要な公園施設（修景・休養・遊戯・運動・教養・便益施設等のうち重要と認められるもの）に接続 |  | (主要な公園施設)(接続する施設) | 適否 |  |
| ２　屋根付広場　屋根付広場のうち1以上は、次に定める構造 | イ　出入口 |  |  |  |  |
|  | (ｲ)　有効幅員は120cm以上（やむを得ない場合は80cm以上） | (有効幅員)㎝ | 適否 |  |
| (ﾛ)　車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない | (段の有無)有 ・ 無 | 適否 |  |
| ロ　車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保 | （講じた措置） | 適否 |  |
| ３　休憩所及び管理事務所休憩所のうち1以上及び管理事務所は、次に定める構造 | イ　出入口 |  |  |  |  |
|  | (ｲ)　有効幅員は120cm以上（やむを得ない場合は80cm以上） | （有効幅員）㎝ | 適否 |  |
| (ﾛ)　車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない | (段の有無)有 ・ 無 | 適否 |  |
| (ﾊ)　戸を設ける場合は次に定める構造 |  |  |  |
|  | ａ　有効幅員は80cm以上 | （有効幅員）㎝ | 適否 |  |
| ｂ　高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造 | （講じた措置） | 適否 |  |
| ロ　カウンターを設ける場合は、1以上は車いす使用者の円滑な利用に適した構造（常時勤務する者が容易に対応できる構造である場合除く。） | （講じた措置） | 適否 |  |
| ハ　車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保 | （講じた措置） | 適否 |  |
| ニ　便所を設ける場合、1以上は６のイからハまでに定める構造 |  |  |  |
| ６のイ～ハ | ６のイ　床の表面の仕上げは滑りにくい材料 | （仕上げ材） | 適否 |  |
| ６のロ　別表第２第１の５の(1)から(4)までに定める構造 |  |  |  |
| 第１の５の（１）～（４) | 第１の５の(1)　車椅子使用者用便房次に定める構造及び設備を有する便所（車椅子使用者用便房）を1以上（男女の区別があるときは各1以上）設置 | （設置数）　男子用　女子用男女共用 | 適否 |  |
|  | イ－１　車いす使用者が利用できる十分な空間（直径150cm以上の円の内接・便器前方に120cm以上の距離）の確保 | （内接円の直径)　　　　 ㎝(便器の前方)　　　㎝ | 適否 |  |
| イ－２　設備機器類を適切な位置・高さに配置(設置設備) (ｲ) 腰掛け便座 (ﾛ) 手すり(L字型手すり・可動式手すり) (ﾊ) 洗浄装置 (ﾆ) 鏡 (ﾎ) 洗面器 (ﾍ) 操作容易な水栓器具 (ﾄ) 非常通報装置　(ﾁ) 施錠装置 (ﾘ) ペーパーホルダー | （設置設備） | 適否 |  |
| ロ－１　出入口の有効幅員80㎝以上 | (有効幅員） 　　　　　 ㎝ | 適否 |  |
| ロ－２　車いす使用者に支障となる段の禁止 | (段の有無)有 ・ 無 | 適否 |  |
| ハ　戸は自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過可能 | (開閉方法） | 適否 |  |
| ニ　出入口付近に車椅子使用者用便房の表示 | (表示方法） | 適否 |  |
|  |  | ホ　洗面器は車いす使用者が利用しやすい高さ・下部空間を確保 | （高さ） 　　　　　　　　　㎝(下部空間の寸法）　　　 ㎝ | 適否 |  |
|  |  |  | 第１の５の(2)　一般便所各便所に手すり付き腰掛け便座を設けた便房を1以上（男女の区別があるときは各1以上）設置（当該便所内に車椅子使用者用便房を設ける場合を除く。） |  | (設置数)　男子用　女子用 | 適否 |  |
| 第１の５の(3)　男子用小便器男子用小便器は、両側手すり付きの床置式・壁掛式小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これに類する小便器を1以上設置 | (設置数)(便器形式) | 適否 |  |
| 第１の５の(4)　便所内の洗面器の構造 |  |  |  |
|  | イ　カウンター埋込み式又は手すりの設置（車椅子使用者用便房内のものを除く。） | (構造) | 適否 |  |
| ロ　レバー式、光感知式等容易に操作できる水栓器具の設置 | (構造) | 適否 |  |
| ６のハ　別表第２第１の５の(6)のイ及びロのオストメイト対応設備のある便房を1以上（男女の区別があるときは各1以上）設置 |  |  |  |
| 第１の５の(６) | 第１の５の(6)のイ　汚物流し（既存便所の改修を行う場合でやむを得ないときは簡易洗浄装置でも可）を設置 | (設置設備) | 適否 |  |
| 第１の５の(6)のロ　便房及び便所の出入口付近にオストメイト対応の設備の表示 | (表示方法) | 適否 |  |
| ４　野外劇場及び野外音楽堂野外劇場及び野外音楽堂は、次に定める構造 | イ　出入口は２のイに定める構造 |  |  |  |  |
|  | ２のイの(ｲ)　有効幅員は120cm以上（やむを得ない場合は80cm以上） | (有効幅員)　　　　　 ㎝ | 適否 |  |
| ２のイの(ﾛ)　車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない。 | (段の有無)有 ・ 無 | 適否 |  |
| ロ　通路出入口と車いす使用者用観覧スペース及び便所との間の通路は、次に定める構造 |  |  |  |
|  | (ｲ)　有効幅員は120cm以上（やむを得ない場合、通路の末端付近に車いすの転回に支障のない場所を設けた場合は80cm以上） | （有効幅員）　　　　　㎝ | 適否 |  |
| (ﾛ)　(ﾊ)の場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない。 | (段の有無)有 ・ 無 | 適否 |  |
| (ﾊ)　やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設 | （講じた措置） | 適否 |  |
| (ﾆ)　縦断勾配は5％以下（やむを得ない場合は8％以下） | （縦断勾配）％ | 適否 |  |
| (ﾎ)　横断勾配は1％以下（やむを得ない場合は2％以下） | （横断勾配）％ | 適否 |  |
| (ﾍ)　表面の仕上げは、滑りにくい材料 | （仕上げ材） | 適否 |  |
| (ﾄ)　転落するおそれのある場所には、柵、視覚障がい者誘導用ブロック等転落を防止するための設備を設置 | （講じた措置） | 適否 |  |
| ハ　車いす使用者用観覧スペース収容定員が200以下の場合50分の１を乗じて得た数以上、200を超える場合100分の１を乗じて得た数に２を加えた数以上の車いす使用者用観覧スペースを設置 | （収容定員）　　　　　　人(車いす観覧スペース設置数）　　 | 適否 |  |
|  | ニ　車いす使用者用観覧スペースの構造 |  |  |  |  |
|  | (ｲ)　幅は90cm以上、奥行きは120cm以上 | (幅)　　　 ㎝(奥行き)㎝ | 適否 |  |
| (ﾛ)　車いす使用者が利用する際に支障となる段を設けない | (段の有無)有 ・ 無 | 適否 |  |
| ホ　車いす使用者が転落するおそれのある場所には、柵等の転落防止設備を設置 | （講じた措置） | 適否 |  |
| ヘ　便所を設ける場合、1以上は６のイからハまでに定める構造 |  |  |  |
| ６のイ～ハ | ６のイ　床の表面の仕上げは滑りにくい材料 | （仕上げ材） | 適否 |  |
| ６のロ　別表第２第１の５の(1)から(4)までに定める構造 |  |  |  |
| 第１の５の（１）～（４) | 第１の５の(1)　車椅子使用者用便房次に定める構造及び設備を有する便所（車椅子使用者用便房）を1以上（男女の区別があるときは各1以上）設置 | （設置数）　男子用　女子用男女共用 | 適否 |  |
|  | イ－１　車いす使用者が利用できる十分な空間(直径150cm以上の円の内接・便器前方に120cm以上の距離）の確保 | （内接円の直径)　　　　　 ㎝（便器の前方)㎝ | 適否 |  |
| イ－２　設備機器類を適切な位置・高さに配置(設置設備) (ｲ) 腰掛け便座 (ﾛ) 手すり(L字型手すり・可動式手すり) (ﾊ) 洗浄装置 (ﾆ) 鏡 (ﾎ) 洗面器 (ﾍ) 操作容易な水栓器具　(ﾄ) 非常通報装置　(ﾁ) 施錠装置　(ﾘ) ペーパーホルダー | （設置設備） | 適否 |  |
| ロ－１　出入口の有効幅員80㎝以上 | (有効幅員） 　　　　　 　 ㎝ | 適否 |  |
| ロ－２　車いす使用者に支障となる段の禁止 | (段の有無)有 ・ 無 | 適否 |  |
| ハ　戸は自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過可能 | (開閉方法） | 適否 |  |
| ニ　出入口付近に車椅子使用者用便房の表示 | (表示方法） | 適否 |  |
|  |  | ホ　洗面器は車いす使用者が利用しやすい高さ・下部空間を確保 | (高さ） ㎝(下部空間の寸法）　　　 ㎝ | 適否 |  |
|  | 第１の５の(2)　一般便所各便所に手すり付き腰掛け便座を設けた便房を1以上（男女の区別があるときは各1以上）設置（当該便所内に車椅子使用者用便房を設ける場合を除く。） | (設置数)　男子用　女子用 | 適否 |  |
| 第１の５の(3)　男子用小便器男子用小便器は、両側手すり付きの床置式・壁掛式小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これに類する小便器を1以上設置 | (設置数)(便器形式) | 適否 |  |
| 第１の５の(4)　便所内の洗面器の構造 |  |  |  |
|  | イ　カウンター埋込み式又は手すりの設置（車椅子使用者用便房内のものを除く。） | (構造) | 適否 |  |
| ロ　レバー式、光感知式等容易に操作できる水栓器具の設置 | (構造) | 適否 |  |
|  |  | ６のハ　別表第２第１の５の(6)のイ及びロのオストメイト対応設備のある便房を1以上（男女の区別があるときは各1以上）設置 |  |  |  |  |
| 第１の５の(６) | 第１の５の(6)のイ　汚物流し（既存便所の改修を行う場合でやむを得ないときは簡易洗浄装置でも可）を設置 | (設置設備) | 適否 |  |
| 第１の５の(6)のロ　便房及び便所の出入口付近にオストメイト対応の設備の表示 | (表示方法) | 適否 |  |
| ５　駐車場 | (1)　駐車場のうち１以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合50分の１を乗じて得た数以上、200を超える場合100分の１を乗じて得た数に２を加えた数以上の車いす使用者用駐車区画を設置（専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場を除く。） |  | (駐車場区画数)　　　　　 台(車いす使用者用駐車区画)　　　　　　　台 | 適否 |  |
| (2)　車いす使用者用駐車区画は次に定める構造 |  |  |  |
| 区画数が３０以上の駐車場 | イ　駐車場へ通ずる園路及び広場に最も近い位置に設置 | （講じた措置） | 適否 |  |
| ロ　区画の幅は350cm以上 | (区画の幅）　　　　㎝ | 適否 |  |
| ハ　床面は、平坦で、水はけの良い仕上げ | （仕上げ材） | 適否 |  |
| ニ　車いす使用者用駐車区画であることを立て看板等見やすい方法により標示 | （標示方法）(高さ） ㎝ | 適否 |  |
| ホ　主な出入口付近に車いす使用者用駐車区画の位置を標示・誘導する立て看板を設置（道等から視認できる場合を除く。） | （標示方法）(高さ）　　 ㎝ | 適否 |  |
| 区画数が３０未満の駐車場 | イ　当該駐車場へ通ずる園路及び広場に最も近い位置に設置 | （講じた措置） | 適否 |  |
| ロ　区画の幅は350cm以上 | (区画の幅）　　　　㎝ | 適否 |  |
| ハ　床面は、平坦で、水はけの良い仕上げ | （仕上げ材） | 適否 |  |
| ニ　車いす使用者用駐車区画であることを立て看板等見やすい方法により標示 | （講じた措置） | 適否 |  |
| ６　便所 | 便所を設ける場合は次に定める構造 |  |  |  |  |
|  | イ　床の表面の仕上げは、滑りにくい材料 | （仕上げ材） | 適否 |  |
| ロ　別表第２第１の５の(1)から(4)までに定める構造 |  |  |  |
| 第１の５の（１）～（４) | 第１の５の(1)　車椅子使用者用便房次に定める構造及び設備を有する便所（車椅子使用者用便房）を1以上（男女の区別があるときは各1以上）設置 | （設置数）男子用女子用男女共用 | 適否 |  |
|  | イ－１　車いす使用者が利用できる十分な空間(直径150cm以上の円の内接・便器前方に120cm以上の距離）の確保 | （内接円の直径)　　　　 ㎝便器の前方　　　㎝ | 適否 |  |
|  |  | 第１の５の（１）～（４) |  | イ－２　設備機器類を適切な位置・高さに配置(設置設備) (ｲ) 腰掛け便座 (ﾛ) 手すり(L字型手すり・可動式手すり) (ﾊ) 洗浄装置 (ﾆ) 鏡 (ﾎ) 洗面器 (ﾍ) 操作容易な水栓器具 (ﾄ) 非常通報装置　(ﾁ) 施錠装置 (ﾘ) ペーパーホルダー |  | (設置設備） | 適否 |  |
| ロ－１　出入口の有効幅員80㎝以上 | (有効幅員） 　　　 　　 ㎝ | 適否 |  |
| ロ－２　車いす使用者に支障となる段の禁止 | (段差処理） | 適否 |  |
| ハ　戸は自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過可能 | (開閉方法） | 適否 |  |
| ニ　出入口付近に車椅子使用者用便房の表示 | (表示方法） | 適否 |  |
|  |  | ホ　洗面器は車いす使用者が利用しやすい高さ・下部空間を確保 | （高さ） 　　　　　　㎝(下部空間の寸法）　　　 ㎝ | 適否 |  |
| 第１の５の(2)　一般便所各便所に手すり付き腰掛け便座を設けた便房を1以上（男女の区別があるときは各1以上）設置（当該便所内に車椅子使用者用便房を設ける場合を除く。） | (設置数)　男子用　女子用 | 適否 |  |
| 第１の５の(3)　男子用小便器男子用小便器は、両側手すり付きの床置式・壁掛式小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これに類する小便器を1以上設置 | (設置数)(便器形式) | 適否 |  |
| 第１の５の(4)　便所内の洗面器の構造 |  |  |  |
|  | イ　カウンター埋込み式又は手すりの設置（車椅子使用者用便房内のものを除く。） | (構造) | 適否 |  |
| ロ　レバー式、光感知式等容易に操作できる水栓器具の設置 | (構造) | 適否 |  |
| ６のハ　別表第２第１の５の(6)のイ及びロのオストメイト対応設備のある便房を1以上（男女の区別があるときは各1以上）設置 |  |  |  |
| 第１の５の(６) | 第１の５の(6)のイ　汚物流し（既存便所の改修を行う場合でやむを得ないときは簡易洗浄装置も可）を設置 | (設置設備) | 適否 |  |
| 第１の５の(6)のロ　便房及び便所の出入口付近にオストメイト対応の設備の表示 | (表示方法) | 適否 |  |
| ７　水飲場及び手洗場等 | 水飲場、手洗場、ベンチ、野外卓を設ける場合は、それぞれ高齢者、障がい者等の円滑に利用できる構造 |  | （講じた措置） | 適否 |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ８　掲示板及び標識 | (1)　掲示板 |  |  |  |  |
|  | イ　高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造 | （講じた措置） | 適否 |  |
| ロ　掲示板に表示された内容が容易に識別できるものとする | （講じた措置） | 適否 |  |
| (2)　標識１から７の特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、１以上は(1)のほか次に定める構造 | （講じた措置） | 適否 |  |
|  | イ　位置は１の園路及び広場の出入口の付近 | （講じた措置） | 適否 |  |
| ロ　位置、高さ、文字の大きさ、色彩等は、高齢者、障がい者等が見やすく理解しやすい。 | （講じた措置） | 適否 |  |
| ハ　点字表記、文字等の浮き彫り、音による案内等で、視覚障がい者が円滑に利用できる構造（案内所、案内設備等により情報提供が行われる場合を除く。） | (講じた措置） | 適否 |  |
| ニ　車椅子使用者用便房のある便所、エレベーター等、車いす使用者用駐車区画の位置を表示 | (講じた措置） | 適否 |  |
| ホ　必要に応じてローマ字・絵による表示 | (講じた措置） | 適否 |  |
|  |  |  |  |  |